三　賭けの受付

イ　賭けの受付は、ディーラーが賭けの受付を開始する旨を宣言することによって始まる。

ロ　顧客は、ディーラーが賭けの受付を終了する旨を宣言するまでの間に、レイアウト上のハに規定する位置に賭金を置くことで、賭金を置いた位置に対応する賭けに参加することができる。

ハ　賭金を置く位置は、次の⑴から⒀までに掲げる賭けの区分に応じ、それぞれ当該⑴から⒀までに定めるとおりとする。この場合において、第一図又は第二図において０の区画の側を上、第１列、第２列及び第３列に対応する区画の側を下とし、第１列の数字に対応する区画の側を左、第３列の数字に対応する区画の側を右とする。

⑴　０及び１から36までの数字のうち選択した数字が当たり数字（当該ラウンドにおいてルーレットボールが収まったボールポケットに対応する数字をいう。以下この第七において同じ。）と合致することに対する賭け　選択した数字の区画内

⑵　第一図又は第二図において隣り合う選択した２個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　隣り合う選択した２個の数字の区画の間の線（区画の角を除く。）の上

⑶　選択した３個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　次の㈠から㈢までに掲げる選択した３個の数字の区分に応じ、当該㈠から㈢までに定めるレイアウト上の位置

㈠　一つの行（第一図又は第二図における１、２及び３の区画の並びと平行な３個の数字の区画の並びをいう。以下このハにおいて同じ。）の３個の数字　選択した行と第１ダズン、第２ダズン又は第３ダズンに対応する区画の間の線（区画の角を除く。）の上

㈡　０、１及び２　２の区画の左上角上

㈢　０、２及び３　２の区画の右上角上

⑷　選択した４個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　次の㈠又は㈡に掲げる選択した４個の数字の区分に応じ、当該㈠又は㈡に定めるレイアウト上の位置

㈠　第一図又は第二図において隣り合う４個の数字　第一図又は第二図において上下に並ぶ２個の数字の区画及び当該区画の左又は右に隣り合う上下に並ぶ２個の数字の区画のうち最も小さい数字の区画の右下角上

㈡　０、１、２及び３　１から３までの行と第１ダズンに対応する区画の間の線と、０の区画を表示する線の交点上

⑸　選択した二つの行の６個の数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　選択した二つの行と第１ダズン、第２ダズン又は第３ダズンに対応する区画の間の線と当該二つの行の間の線との交点上

⑹　次に掲げる12個の数字の組のうち選択した数字の組に属する数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　次の㈠から㈢までに掲げる選択した数字の組の区分に応じ、当該㈠から㈢までに定める区画内

㈠　１から12までの組　第１ダズンに対応する区画

㈡　13から24までの組　第２ダズンに対応する区画

㈢　25から36までの組　第３ダズンに対応する区画

⑺　次に掲げる12個の数字の組のうち選択した数字の組に属する数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　次の㈠から㈢までに掲げる選択した数字の組の区分に応じ、当該㈠から㈢までに定める区画内

㈠　１、４、７、10、13、16、19、22、25、28、31及び34の組　第１列に対応する区画

㈡　２、５、８、11、14、17、20、23、26、29、32及び35の組　第２列に対応する区画

㈢　３、６、９、12、15、18、21、24、27、30、33及び36の組　第３列に対応する区画

⑻　１から18までの数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

⑼　19から36までの数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

⑽　１から36までの数字のうち偶数である数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

⑾　１から36までの数字のうち奇数である数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

⑿　ルーレットホイールの数字が表示された区画の地が赤色である数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

⒀　ルーレットホイールの数字が表示された区画の地が黒色である数字のいずれかが当たり数字と合致することに対する賭け　当該賭けに対応する区画内

ニ　ディーラーは、賭けの受付を開始する旨を宣言した後、顧客の賭けの状況を勘案して、シリンダーの回転と反対方向にルーレットホイールの円周を回るようにルーレットボールを転がし、ルーレットボールがルーレットホイールの円周を回っている間に賭けの受付を終了する旨を宣言する。

四　勝敗の決定

イ　ディーラーは、ルーレットボールがルーレットホイールのいずれかのボールポケットに収まった後、当たり数字に対応するレイアウト上の数字の上に目印となるものを置くことその他の方法により当たり数字を発表する。

ロ　顧客は、賭けの区分に含まれる数字のいずれかが当たり数字と合致する賭けについて勝ちとなり、それ以外の賭けについて負けとなる。

五　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。

ロ　次の⑴から⒀までに掲げる賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該賭けに対応する位置に置かれた賭金に対して、それぞれ当該⑴から⒀までに定めるオッズにより算出する。

⑴　三ハの⑴に掲げる賭け　35対１

⑵　三ハの⑵に掲げる賭け　17対１

⑶　三ハの⑶に掲げる賭け　11対１

⑷　三ハの⑷に掲げる賭け　８対１

⑸　三ハの⑸に掲げる賭け　５対１

⑹　三ハの⑹に掲げる賭け　２対１

⑺　三ハの⑺に掲げる賭け　２対１

⑻　三ハの⑻に掲げる賭け　１対１

⑼　三ハの⑼に掲げる賭け　１対１

⑽　三ハの⑽に掲げる賭け　１対１

⑾　三ハの⑾に掲げる賭け　１対１

⑿　三ハの⑿に掲げる賭け　１対１

⒀　三ハの⒀に掲げる賭け　１対１